

## 背景

- 2026年4月、コーポレートガバナンス・コードの改訂案が公表されました。今般の改訂は、上場会社の皆様  
が、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた本質的な取り組みに注力できるよう、後押し  
する観点から実施するものです。
- スチュワードシップ・コード署名機関の皆様におかれても、今後、コーポレートガバナンス・コード改訂の実  
施・運用にあたって以下の点に留意頂きますようお願い申し上げます。

## 留意点

- 今般の改訂は、上場会社に対し、形式的な対応にとどまることなく、各原則の趣旨・精神を踏まえ、中長期  
的な企業価値の向上に向けた実質的な対応を求めるものです。
- コーポレートガバナンス・コードとスチュワードシップ・コードとは、いわば「車の両輪」であり、両者が適切に  
相まって実効的なコーポレートガバナンスが実現されることが期待されることを踏まえれば、投資家の皆様  
においてもスチュワードシップ・コードを適切に実施し、スチュワードシップ責任を果たすことが期待されます。
- 上場会社が成長の道筋を自ら語ることを前提として、中長期的な企業価値向上に向けた「緊張感ある信頼  
関係」に基づく対話を行うことが重要です。短期目線での一方的な要求や、会社が語る中長期的な成長の  
道筋について自己の投資方針に沿わないことのみをもってこれを否定する姿勢は、信頼関係を損ないかね  
ず、中長期的な企業価値の向上や持続的成長にもつながらない結果、会社と投資家の双方にとって益とな  
らない点に留意が必要です。
- また、コーポレートガバナンス・コードが採用するいわゆる「コンプライ・オア・エクスプレイン」(原則を実施するか、  
実施しない理由を説明する)の手法の趣旨を理解し、会社の個別の状況を十分に尊重することが求められ、特に  
会社による「丁寧なエクスプレイン」は歓迎すべきものと考えられます。
- 加えて、コーポレートガバナンス・コードがプリンシプルベース・アプローチ(原則主義)を採用していることも踏ま  
えれば、コードをルールと捉え、会社の個別の状況を考慮することなくコードに文言・記載があることのみを  
理由に対応を迫ることは、適切ではないと考えられます。
- 金融庁は、スチュワードシップ・コードに基づく対話の実施状況を確認する等、フォローアップを継続します。